

平成 30 年 11 月 5 日

株 主 各 位

埼玉県新座市北野三丁目 6 番 3 号
サンケン電気株式会社
代表取締役社長 和田 節

第 102 期中間配当に関する取締役会決議のお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年 11 月 5 日開催の当社取締役会において、第 102 期（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）の中間配当につきまして、下記の通り決議いたしましたのでご通知申し上げます。

敬具

記

当社定款の規定に基づき、平成 30 年 9 月 30 日を基準日とし、次の通り中間配当を支払う。

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| 1. 中間配当金 | 1 株につき金 3 円 00 銭 |
| 2. 中間配当の効力発生日
（支払開始日） | 平成 30 年 12 月 5 日（水） |

以上

中間配当金のお支払いについて

配当金領収証（振込をご指定の方には配当金計算書等）は、株主各位のお届出
ご住所あて、12 月 4 日に発送予定でございます。
